

介護予防給付の要支援者除外に反対する意見書

社会保障制度改革国民会議の報告が本年8月に出され、社会保障制度改革推進法第4条に基づく「制度上の措置の骨子について」が閣議決定され、社会保障の見直しに向けた動きが始まった。そのなかで、介護保険制度では「地域支援事業の見直しと併せた地域の実情に応じた要支援者への見直し」をすゝるとして、これまで要支援者に介護予防給付で行ってきたサービスを、介護保険から外して地域支援事業で行うとしている。

要支援者に対する介護給付が地域支援事業に移されると、給付内容が市町村の裁量になり、人員や運営基準もなくなるために、自治体間の格差がつき、介護の質の低下などが懸念される。また、訪問介護サービスや通所介護サービスなどが利用できなくなることも予想される。

今後、高齢者が増えるなかで、安心して介護給付が受けられるためには、要支援者に対して、今までどおり介護保険給付（介護予防給付）で実施することが必要だと考える。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月18日

衆議院議長 伊 吹 文 明 様

兵庫県南あわじ市議会議長 小 島 一

意見書提出先

- ◎ 衆議院議長 伊 吹 文 明
〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-7-1

- ◎ 参議院議長 山 崎 正 昭
〒100-0014 東京都千代田区永田町 1-7-1

- ◎ 内閣総理大臣 安 倍 晋 三
〒100-8914 東京都千代田区永田町 1-6-1

- ◎ 厚生労働大臣 田 村 憲 久
〒100-8916 東京都千代田区霞ヶ関 1-2-2